

**富山県創業支援施設・UIJターン者等住居(仮称)整備工事基本設計等業務
プロポーザルに関する質問事項・回答**

質問No.	該当箇所	質問事項	回答
1	説明書 1(2)	北1～4号棟について、竣工後に改修された部分はありますか。改修部分がある場合は、時期と内容を教えてください。	別紙の表「北1～4号棟改修等履歴」をご参照ください。なお、軽微な改修等については、必要な保存期間を経て廃棄している場合があり、本表は記録がある事項をもとに作成したものです。全ての改修、修繕等の情報が網羅されているとは限らないため、ご了承願います。
2	説明書 1(3)	ゾーンの範囲「北1～4号棟を中心とした付近一帯」には、解体予定の南1～5号棟の敷地も含まれると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	説明書 1(4)	諸室の構成について想定があればご教示ください。	諸室の構成については、今回の提案を参考に決定したいと考えております。
4	説明書 1(4)②	建設工事費の内訳の想定があればご教示ください。	建設工事費の内訳は非公表とします。
5	説明書 1(6)	協力事務所は、他の提案者の協力事務所と重複可能と理解しますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	説明書4(1) 参加証明書 作成要領3	参加表明書に添付する資料は、「様式3 業務実績表」や「業務実績を証する書類」等も含めて全ての書類をホッチキス留めするという理解でよろしいでしょうか。	参加表明書作成要領3にあるとおり、様式1及び様式2はまとめてホッチキス留めをお願いします。ただし、様式2の添付資料「(1)業務実績を証する書類」、「(2)建築士法第23条に基づく一級建築士事務所登録を行っていることを証する書類」、「(3)実績表(様式3)」については書類が厚くなりますので、別綴じで結構です。
7	説明書4(1) 参加表明書 様式3	参加表明書に添付する「様式3 業務実績表」は、提出者の実績のみの提出であり、協力事務所の実績は提出しないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	説明書 4(2)	参加資格審査の結果通知の時期と通知の方法を教えてください。	締切日から1週間以内に書面にて通知します。 なお、締切前に提出のあったものから通知します。
9	説明書4(3) 技術提案書 F	別添「技術提案書記載要領」Fその他関連資料とは、例示頂くことは可能でしょうか。また、提出者が特定されない範囲で写真や物件名を示すことは可能でしょうか。	例示はできかねます。 基本的には技術提案書記載要領で定めた様式により提出いただくことを想定しておりますが、ご質問のとおり、提出者が特定されない範囲で写真や物件を示されても差し支えありません。

質問No.	該当箇所	質問事項	回答
10	説明書 4(4)	審査員は公開されますか。また、審査員が非公開の場合は、「10失格」の条件に当てはまらないかどうかはどのように判断したらよろしいでしょうか。	審査員については、別紙「選定審査会委員名簿」のとおりです。
11	説明書 5(1)	技術提案書の様式1、様式2-2、様式3-1に書かれている文字の位置や枠のサイズは、多少の調整をしてもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
12	説明書4(1) 参加表明書 様式3 技術提案書 C	「様式3 業務実績表」に記載する実績は、様式2-1での工事種別（新築・増築・改修）にならって、改修工事の実施設計業務の実績も含めてよろしいでしょうか。	説明書3 (5)のとおり、新築又は増築工事の実施設計業務について記載願います。 なお、技術提案書記載要領C⑤中の「（新築、増築、改修）」について、「（新築、増築）」に訂正します。
13	説明書4(3) 技術提案書 様式2-2	「様式2-2」の各担当主任技術者とは、意匠だけでしょうか。構造や設備なども必要でしょうか。	意匠のみです。
14	説明書4(3) 技術提案書 様式2-2	「様式2-2」は技術者ごとに作成するとあるが、A4用紙1枚にまとめるということでしょうか。あるいは、管理技術者と意匠担当主任技術者各々についてA4用紙各1枚、計2枚という理解でよろしいでしょうか。	管理技術者と意匠担当主任技術者各々について1枚ずつ作成願います。
15	説明書 8(1)②	質問は、質問提出期限の8月8日(木)までに、追加で提出してもよろしいでしょうか。	質問提出期限までは、追加質問を受け付けます。
16	説明書4(1) 参加表明書 様式3	設計実績として表に3行ありますが、3物件以内という意味でしょうか。	お見込みのとおりです。
17	説明書4(1) 参加表明書 様式3	実績物件は過去何年前の物件でも良いのでしょうか。	技術提案書記載要領C⑤イに記載のとおり、「平成21年4月1日以降に完成又は工事着手した建物の建築業務実績であること。」に該当する物件を記載願います。
18	特記仕様書	いずれも昭和56年以前の建物ですが、特記仕様書（案）を見ると、耐震診断や耐震補強の業務は含まれないとなっています。耐震診断や耐震補強が含まれないのはなぜでしょうか。	対象施設の耐震性は「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易診断法」による耐震診断により満足しているものと判断しております。 ただし、耐力壁の撤去を行うなど、今回の工事に伴い当該耐震診断方法の要件が満足できなくなる場合は、別途安全性の確認や補強を行っていただく必要があります。 なお、追加業務が発生した場合の委託料の変更については、契約書（案）第26条によるものとします。

質問No.	該当箇所	質問事項	回答
19	説明書1(5) 特記仕様書	もし、業務内で耐震診断・補強設計を行う場合、設計期間の延長は可能でしょうか。	説明書1(5)の履行期限にあるとおり、9月末頃から5か月間程度の設計期間を考えており、期間の延長は考えておりません。
20	参加表明書 様式2	参加表明書を設計共同体で提出する場合は様式1-2及び添付書類(別紙1~3)を提出とありますが、参加資格確認兼誓約書(様式2)は添付の必要はありますか。	設計共同体であっても参加資格確認兼誓約書を提出願います。なお、設計共同体の場合の様式については、別紙「参加資格確認兼誓約書(様式2-2)」をご使用ください。
21	参加表明書 別紙2	設計共同体の場合の添付書類(別紙1~3)のうち、別紙2は袋綴じ製本を行う必要はありますか。	別紙2「富山県創業支援施設・UIJターン者等住居(仮称)整備工事基本設計等共同体協定書」は副本の提出を想定していますが、袋綴じ製本を行う必要はありません。
22	説明書 1(3)	南1~5号棟は解体とありますが、解体後の跡地利用は何か計画があるのでしょうか。	現時点では未定です。本提案も参考にしつつ、今後検討していく予定です。
23	説明書 1(3) 既設図面	住棟間に物置がありますが、この物置を解体することは可能でしょうか。	可能です。また、このまま物置を使用する場合は、使用に耐えうる程度の手直しをお願いします。
24	説明書 1(3)	北1~4号の内、整備対象外とした残り1棟はどうなるのでしょうか。解体又は別の用途として利用することになるのでしょうか。	現時点では未定です。本提案も参考にしつつ、今後検討していく予定です。
25	説明書 5(4)	コモンテラスといった増築があるのは創業支援施設のみで、UIJターン者・起業者等住居は増築しないということで良かったでしょうか。	高校生のプランによる増築は創業支援施設のみと想定しております。ただし、UIJターン者・起業者等住居の増築提案を認めないという趣旨ではありません。本提案が説明書で示したスケジュールの範囲内で、かつ建設工事上限額を超えない場合は、差し支えありません。
26	説明書 1(3) 既設図面	駐車場は既設(住棟間や三角形の駐車スペース等)を使用すると考えてよいでしょうか。それとも別の場所(解体部等)で計画があるのでしょうか。	既設部分は使用する予定ですが、他の場所については現時点では未定です。本提案も参考にしつつ、今後検討していく予定です。
27	高校生のプラン 下部「立体的な中間領域を生み出す」内	高校生の案によると、コモンテラス(増築部)により耐震効果をもたらせるとありますが、耐震の考え方として、コモンテラスと既設部分とは切り離して考えても良いでしょうか。	差し支えありません。

質問No.	該当箇所	質問事項	回答
28	説明書 5(3)	提案は、3棟及びその周辺の活用とありますが、周辺として触っても良い範囲はどこまでと考えて良いのでしょうか。	本工事の対象範囲は3棟の建物工事及び外構工事のみであり、3棟以外の周辺整備は本工事の対象外となります。ただし、本提案も参考にしつつ、今後検討していく予定です。
29	説明書 5(4)	UIJターン者・起業者等住居の居住者ですが、若い世代中心といった年齢制限、1住戸に入居する家族（人数）の制限、入居期間（長期・短期）、一棟に対する最小入居者数（住戸数）といった制限や想定はありますか。	現時点では未定です。本提案も参考にしつつ、今後検討していく予定です。
30	技術提案書 記載要領 C	CPDによる取得単位がある場合は、取得単位を記載とありますが、建築技術教育普及センターの実績証明書といった、単位を証明する資料は必要でしょうか。また、もし必要な場合、実績証明書はコピーでも良いのでしょうか。	証明書類の提出は不要です。
31	説明書 1(3) 既設図面	現地説明会の際に頂いたCDデータでは、各棟別の配置図しかありませんでした。4棟（北1号、北2号、北3号、北4号）が一体の配置図、及び富岩運河、馬場記念公園など含む案内図もありますか。	お見込みのとおりです。
32	説明書 1(3) 既設図面	蓮町南1～5号棟は解体を予定されていますが、解体後の土地利用について、創業支援施設の駐車場など、解体後の土地利用として想定しても良いですか。	解体後の土地利用については現時点では未定であり、本提案も参考にしつつ、今後検討していく予定です。よって、創業支援施設の駐車場として提案いただいても差し支えありません。
33	説明書 1(3) 既設図面	バリアフリーへの配慮は、県の施設として当然必要かと思われそうですが、本施設においてもバリアフリーへの配慮及びEVの設置は必要でしょうか。	バリアフリーへの対応は、可能な限り考慮していただく必要があります。なお、エレベーターについては必ずしも設置する必要はありませんが、創業支援施設は設置が望ましいと考えます。
34	説明書 1(4)(7)	建設工事上限額や業務委託費上限額は消費税込の金額でしょうか。税込の場合は8%でしょうか。	建設工事上限額及び業務委託費上限額は消費税込10%の金額です。
35	説明書 1(4)	建設工事上限額には、南1～5号棟の解体工事費は含まれていないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

質問No.	該当箇所	質問事項	回答
36	説明書 1(4)	プロポーザル説明書_1-(4)表中において、3棟の用途内訳が示されています。創業支援施設など(1棟)と、UIJターン者・起業家等住居(2棟)とありますが、3棟の中で自由に各用途を配置して提案してもよろしいでしょうか。	用途(例:シェアオフィス、コワーキングスペース等)は、創業支援施設、UIJターン者・起業家等住居とで区分して定めておりますので、表中の記載に従ってご提案いただきますようお願いいたします。
37	説明書 1(4)	各用途の内訳面積の目安などはございますでしょうか。	現時点では未定です。本提案も参考にしつつ、今後検討していく予定です。
38	説明書 1(3)	北1~4号棟の他に、倉庫等など平屋の建物が敷地内にございますが、解体予定と考えてよろしいでしょうか。	北1~4号棟の敷地内にある倉庫等平屋の建物の利用計画については、現時点では未定です。質問No.23に記載のとおり、解体することも可能です。また、このまま使用する場合は、使用に耐えうる程度の手直しをお願いします。
39	説明書 1(3)(4)	質問No.38の解体工事費については建築工事上限額の7億5000万円には含まれないと考えてよろしいでしょうか。	北1~4号棟の敷地内にある倉庫等平屋の建物を解体する場合の解体工事費については、建築工事上限額の7億5000万円に含まれます。